

平成二十一年第九回垂井町議会定例会第一日

平成二十一年十二月八日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	奥	村	耕
六	番	奥	村	耕
七	番	末	政	京
八	番	岩	崎	秋
九	番	丹	羽	豊
十	番	小	林	敏
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	田	陽	一
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第九回垂井町議会定例会第一日議事日程

開議 平成二十一年十二月八日（火）

午前九時

日程第一 諸般の報告

日程第二 議第七十二号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予

算（第六号）

議第七十三号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特

別会計補正予算（第三号）

議第七十四号 平成二十一年度垂井町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算（第一号）

議第七十五号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会

計補正予算（第二号）

日程第三 議第七十一号 巡回バスの取得について

日程第四 議第六十三号 平成二十年度垂井町一般会計及び特別

会計決算認定について

## 五 本日の会議に付した事件

日程第一から日程第四まで

追加日程 決議第一号 議第六十三号平成二十年度垂井町一般

会計及び決算認定についてに対する付

帯決議

## 六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十一年第九回垂井町議定会定

例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時五分）

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から十七日までの十日間といたしたい

が、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、会期は十日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、三番木村千秋君、四番栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に、陳情四件、監査結果の報告及び平成二十年度垂井町教育委員会点検評価結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第二 議第七十二号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予

算（第六号）

議第七十三号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特

別会計補正予算（第三号）

議第七十四号 平成二十一年度垂井町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算（第一号）

議第七十五号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会

計補正予算（第二号）

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第七十二号平成二十一年度垂

井町一般会計補正予算（第六号）から議第七十五号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第二号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第七十二号から議第七十五号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第七十二号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第六号）につきましては、今回の補正は三千七百七十二万三千円の追加で、予算総額は八十四億八千五百二十二万六千円となります。

補正いたしますものは、職員異動及び給与改定による人件費を補正するほか、総務費では、地域乗合バス路線維持費補助金の増額措置とＪアラート整備及び土地改良区総代選挙に係ります経費を追加計上いたしました。

民生費では、障害者福祉手当及び障害者福祉サービス費給付事業の扶助費、地域子育て創生事業の備品購入費、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の増額措置をいたしました。

衛生費では、新型インフルエンザワクチン接種費用助成金を、農林水産業費では、遊休農地解消自主的再生支援助成金を、それぞれ増額措置をいたしました。

土木費では、道路整備事業に係ります経費の増額措置を、教育費では、文化財保護に係ります経費の科目組み替えをお願いするものであります。

財源につきましては、国・県支出金、繰越金及び諸収入により、収支の均衡を図った次第でございます。

続きまして、議第七十三号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきましては、今回の補正は二千八百八十五万五千円の追加で、予算総額は二十六億七千五百三十四万七千円となります。

補正いたしますものは、職員異動による人件費を補正するほか、共同処理委託料、高額療養費負担金及び後期高齢者支援金を増額するもので、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

議第七十四号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、歳入予算の財源の見直しを図った次第であります。

議第七十五号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第二号）につきましては、今回の補正は八十三万八千円の追加で、予算総額は十五億九千四百九十六万六千円となります。

補正いたしますものは、職員異動による人件費を増額するもので、財源につきましては、繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をいただきますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました四案のうち、

議第七十二号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第六号)の補足説明をいたします。

一 ページ目、表紙を見ていただきたいと思ひます。

歳入歳出予算の補正、第一条でございます。ただいま提案されました中身もありますが、歳入歳出それぞれ三千七百七十二万三千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ八十四億八千五百二十一万六千円とするものでございます。

第二項では、補正の款項の区分及び金額補正後の歳入歳出予算の金額を、次の一ページから三ページにわたりました、「第一表 歳入歳出予算補正」ということでお示しをさせていただいております。

それでは、歳出から説明に入つてまいりたいと思ひます。八ページを見ていただきたいと思います。

款二総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございます。補正額は一千七百二十万三千円の減でございます。こちらは、給与、あるいは職員手当等、共済費、さきの六月期の期末勤勉及び十二月期の期末・勤勉、条例改正等を行わせていただいたわけでございますけれども、その条例改正に伴います現計予算の減額関係でございます。それぞれ掲げております職員異動、並びに給与改定によるということで、よろしくお願ひいたします。次に、目十諸費でございます。二十一万八千円の補正をお願いいたします。補正後の金額は八千六百一十二万二千円ということでございますが、その中身は、地域乗合バス路線維持費補助金でございます。こちらは、稲葉線の名阪近鉄バスが、この二十一年九月三十日まで公共バスということで運行されておりましたけれども、

この九月三十日までの分の確定輸送実績に基づきまして、補助金が申請されてきております。既決二百四十七万一千円に対して確定見込み二百六十八万九千円ということで、差額の二十一万八千円を追加をお願いするものでございます。

次に、目十二防災行政無線設置費でございます。こちら四百六十七万六千円をお願いするものでございますけれども、「Jアラート一斉整備」ということで、こちら既にこの設備はされておるわけでございますけれども、今現在は屋上にございますパラポラアンテナと申しますか、アンテナによります衛星通信で起動されておりましたけれども、もう一つ、地上通信ネットワークにも接続していくということで、このネットワークはL G W A Nといひます全国ネットワークでございますが、こちらにつながります。そのことによりまして、本部でございます消防庁から一斉に遠隔メンテナンスができることとなります。あわせて、その災害状況、いわゆる放送状況といひますか、どういった状況でどういった内容の放送をするかという放送内容をいろいろな形で展開できるようにするということでございます。それから、気象庁の、いわゆる気象伝聞でございますけれども、これの高度化に伴います対応でございます。こういった状況におきまして一斉整備を行うわけでございますけれども、こちらの四百六十七万六千円につきましては、全額国費でございます。よろしくお願ひいたします。

それから次でございます。款二総務費、項二徴税費でございます。目一税務総務費で六百八十三万四千円をお願いいたします。こちらは、節で給料、あるいは職員手当等、共済費、これは職員異動によります人員増に伴いますものでございます。よろしくお

願いたします。

次に、款二総務費、項三戸籍住民基本台帳費でございます。目一戸籍住民基本台帳費で七十万二千円をお願いするもので、こちらにも職員異動により増でございます。

次のページにわたります。款二総務費、項四選挙費でございます。目十一土地改良区総代選挙費三十七万八千円をお願いするものでございます。こちらは、全総代さん四十名いらっしゃるんですが、すけれども、そのうちの表佐地区は定員八名でございますが、うち二名が欠員となっております。したがって、六分の一要綱になりまして、いわゆる表佐地区の総代の補欠選挙を行わなければならぬという形になりました。土地改良区からの要請で選挙を実施していくわけでございますけれども、それぞれ節一報酬で十三万一千円、節三職員手当等十万二千円、節十一需用費で十一万五千円、節十二役務費で三万円という、それぞれの科目で合計で三十七万八千円を、土地改良区からの選挙委託金を充当しながらこれを実施していくというものでございます。

次に、款三民生費、項一社会福祉費、目一社会福祉総務費でございます。九百五十二万七千円をお願いするものでございますが、節二給料六百四十六万二千円、節三職員手当等百五十七万六千円、節四共済費百四十万四千円、合計しますと九百四十四万二千円、これは職員異動による増でございます。もう一つ、二十八の繰出金でございます。三十八万五千円につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出金でございます。これは、後ほど特別会計の補正予算でも詳しく出てきますけれども、特別会計側の歳入金の見込み減によります足らず前を繰り出すものでございます。

次に、目十介護福祉費八十三万八千円の増額でございますが、介護保険特別会計繰出金でございます。こちらは、介護保険特別会計の方の人件費を見込んでおりましたのですが、そちらの職員異動によります給与、共済費等の増に伴うものを事務費の繰入金ということで、こちらでお願いをするものでございます。

次のページをめくっていただきまして、十ページでございます。款三民生費、項一社会福祉費、目十一障害者福祉費でございます。二千三百四十三万円をお願いするものでございます。こちらは節二十扶助費で、その内訳でございますが、障害者福祉手当、これは町単独で行っておる手当でございますが、重度の障害者の方に月額二千二百円、あるいは障害三級の方で千六百五十円というような手当でございますが、こちら六月、十月、二月という支給月がございます。二月に支給する分につきまして予算が足りない見込みということで、こちらで五十四万五千円をお願いするものでございます。

もう一つ、障害福祉サービス費給付事業ということで、こちらは、障害者の方々等に対します介護訓練費等、それから補装具費などがございます。こちらの給付事業でございますが、既決に対して見込み増ということでございます。合わせて二千二百八十八万五千円をお願いするものでございます。合わせて二千三百四十三万円ということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、款三民生費、項二児童福祉費でございます。目二児童福祉施設費は一千二百八十八万一千円の減でございます。その内訳は、節二給料で七百八十八万二千円の減、節三職員手当等で五百九十四万円の減、節四共済費で百七十一万四千円の減でございます。

こちら合わせまして一千五百五十三万六千円の職員異動、並びに給与改定等による減でございます。続きまして、節十八備品購入費三百三十五万五千円を見込んでおりますが、こちらは庁用器具費ということで、保育園分で、新型インフルエンザ等に対応するという目的で加湿空気清浄機、こうしたものを各保育園八園ございますので五十八台、それから北保育園の一時預かり保育、こちらに一台、保育園関係で、合計五十九台で三百二十四万五千円を見込むものでございます。続きまして、地域保育センター分ということで十一万円お願いをするわけでございますが、北保、あるいは表佐保の子育て支援関係の部屋に二台分見込んでおります。合わせまして、差し引きいたしますと一千二百八万一千円の減という形になるわけでございます。

続きまして、目七留守家庭児童教室費でございます。三十三万円の増でございますが、節十八備品購入費でございます。庁用器具費を三十三万円見込んでおりますけれども、留守家庭児童教室は垂小、それから東小の第一、第二、府中小、宮代小、表佐小という形で六施設あるんですけれども、それぞれ一台ずつを見込むものでございます。保育園分、あるいはこの留守家庭児童分、県の支出金一〇〇%の裏打ちがございますので、よろしくお願いいたします。

次の十一ページ、款四衛生費、項一保健衛生費、目六保健センター費でございます。八百五十八万一千円をお願いするものでございますが、節二十扶助費でございます。新型インフルエンザワクチン接種費用の助成金でございます。これは、さきの臨時会でもお願いをいたしました。生活保護世帯、あるいは住民税非課

税世帯分を先にお願いをいたしております。それ以外の世帯のうちで、優先接種者に対して自己負担分を一回につき千五百円を除いた額を助成してまいりたいという形でございます。優先接種者の中には、一回、あるいは二回接種という形になっております。一回接種の場合は三千六百円かかります。そのうちの自己負担千五百円を負担願って、残りの二千円を助成するという形でございます。二回接種の場合につきましては、一回目三千六百円、二回目は二千五百円です。合計しますと六千五百円かかるわけでございますけれども、二回分でございますので三千円を自己負担いただいで、残りの三千五百円を助成していくという形でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、款四衛生費、項二清掃費、目一清掃総務費でございます。七百八十三万五千円の減でございます。こちらは、職員異動、給与改定によるものでございます。

次に、款六農林水産業費、項一農業費、目三農業振興費でございます。五十三万円の増でございますが、こちらは節十九負担金、補助及び交付金で、遊休農地解消自主的再生支援助成金と申しまして、こちらは耕作放棄地を、いわゆる農業生産物が生産できるような田んぼ等に復田化するという取り組みでございます。反当たり五万円を上限といたしておりますけれども、これには条件がございます。五年以上の利用権設定、あるいは基幹農作業の受委託、こういった条件がなされた部分について反当たり五万円を上限で支給していくことなんですけれども、トータルで本年度一万九千六百平方メートルの規模の耕作放棄地解消事業が取り組まれるということで、不足いたします五十三万円をこのたび

補正するものでございます。

次に、款八土木費、項一土木管理費でございます。目一土木総務費三百四十六万三千円の増でございます。こちらは、職員異動によるものでございます。

次、おめくりをいただきたいと思えます。十二ページでございます。款八土木費、項一土木管理費の一番上は目計が載せてございますが、その下、款八土木費、項二道路橋りょう費、目三道路新設改良費でございます。こちら二千四百万円の増でございますが、内訳といたしましては、節十五で工事請負費、これは八百二十五万円を計上いたしましたして、道路改良工事を行ってまいりたいと。こちらにつきましては、不破中学校の南側の相川沿いの道路を延長していきたいというものでございます。続きまして、節十七の公有財産購入費五百万円、こちらは垂井栗原線の御所野交差点改良工事関係の用地費でございます。続きまして、節十九負担金、補助及び交付金六百七十五万円、これは県工事負担金でございます。三つございます。川合垂井線の太郎前橋のかけかえ工事関係、それから岩手宮前の急傾斜地崩壊対策関係、それからトンネルができてまして、岐阜関ヶ原線がそちらに移行いたしますと旧県道が垂井町へ払い下げという形になるわけでございますけれども、払い下げがなされる前に、現県道のしかるべき補修部分を県工事でもって改修をしていただくというものでございます。こちら三本合わせまして六百七十五万円の負担金でございます。次に、節二十二補償、補填及び賠償金でございます。これは物件移転補償費ということで、こちら御所野交差点関係の移転補償費でございます。

次に、款八土木費、項四都市計画費、目三公園費でございます。三十二万四千円、こちらは職員異動によるものの増でございます。一番下でございますが、款十教育費、項四幼稚園費でございます。目一幼稚園費八百八十八万九千円の減でございます。こちらページがわかりますけれども、職員異動、あるいは給与改定によるものの減でございます。

次に、十三ページの款十教育費、項五社会教育費、目四文化財保護費でございます。こちら補正額はゼロでございますが、科目の組み替えでございます。節十一需用費で百二十八万一千円の減でございます。こちら印刷製本費で、美濃国分尼寺発掘調査の報告書、こちら報告冊子が、ポリウムも小さくなつたんですけれども、入札を執行した結果の差金百二十八万一千円を節十三委託料ということで、こちらに同額を持つてくるものでございます。こちら、大石古窯跡測量業務ということでございますが、大石地区の急傾斜地崩壊対策工事に関連をいたしましてこちらに古窯跡が出現したということで、工事が中止というか延期になりました、まずこの古窯跡をしっかりと発掘調査していく必要があるということでございます。二十二年度から取り組むという運びでしたけれども、こういった差額が出てまいりましたので、国・県と協議した結果、この大石古窯の測量業務の方に回してよろしいという許可も得ておりますので、今回こちらの委託料の方に同額を回すものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、一番最終ページの十四ページ、るる人件費関係を申してきましたけれども、こちらに給与費の明細書を掲げておりますので、よろしくお目通しをいただきたいと思います。

続きまして、歳入に入らせていただきます。

六ページをお開きいただきたいと思えます。

款十三国庫支出金、項一国庫負担金でございます。目二民生費国庫負担金ということで一千百九十六万五千円でございます。これは介護給付費、歳出でも見込ませていただきましたけれども、介護訓練費、補装具等の国の事業費に対する二分の一補助の分でございます。

続きまして、款十四県支出金、項一県負担金でございます。目二民生費県負担金でございます。こちらもただいま申し上げました介護訓練費等の事業費に対する県負担金、総事業費の四分の一を見込ませていただいております。

続きまして、款十四県支出金、項二県補助金でございます。目一総務費県補助金で四百六十七万七千円。こちらは地域乗合バス路線維持費補助金ということで、歳出でも九月三十日までの分の輸送実績に基づく確定補助申請がなされました。その補助内容につきまして、県補助につきまして千円の追加ということで、よろしくお願いいたします。続きまして、防災情報通信設備事業交付金、これはJアラートの一斉整備に係るものがございます。こちら一〇〇%を交付いただけるということで、四百六十七万六千円を見込んでおるものがございます。

次、目二民生費県補助金でございます。三百六十八万五千円。これは地域子育て創生事業補助金ということで、保育園、あるいは留守家庭児童教室などへの加湿空気清浄機を導入するに当たった費用でございますが、一〇〇%の補助金でございます。

続きまして、款十八繰越金、項一繰越金、目一繰越金で、前年

度繰越金一千百三万五千円を見込むものがございます

次のページに入ります。款十九諸収入、項五雑入、目六雑入で三十七万八千円。これは土地改良区総代選挙委託金ということで、土地改良区の方からいただくものがございます。

戻りまして、四ページ、あるいは五ページにそれぞれ事項別明細書の総括を、歳入あるいは歳出でお示しをさせていただいておりますので、よろしくお目通しをいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 私の方からは、議第七十三号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の表紙でございますが、第一条第一項でございますが、今回の補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ二千八百八十五万五千円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十六億七千五百三十四万七千円とするものがございます。

補正の主な内容につきましては、人件費並びに岐阜県国民健康保険団体連合会に委託しております共同事務処理に要する経費、それから一般被保険者に係ります高額療養費に要する経費でございます。

それでは、細部につきまして、歳出より御説明をさせていただきます。

議案資料の六ページ、歳出でございますが、そちらの方をこら  
んいただきたいと存じます。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費、節でございます  
が、給料、職員手当等につきましては職員の人事異動によるも  
のでございますが、次の七ページに給与費明細書が添付されてお  
ります。こちらの方もお目通しをいただきたいと存じます。続き  
まして、節十三委託料でございますが、国保連合会事務電算共同  
処理委託料でございますが、こちらにつきましては、国保の運営  
に係ります事業の中で、岐阜県下共同でシステムを開発している  
岐阜県の国民健康保険団体連合会に一部の事務を委託してあると  
ころでございますが、今回、レセプトが紙ベースから電子化に改  
められたことによりまして、この電子化にレセプトを変更するた  
めの委託料でございます。こちらにつきましては、見込み額が三百  
五十八万一千円でございます。既決の予算でございますが、こ  
ちらにつきましては他の共同事務処理の金額でございますが、こ  
ちら既に二百四十七万六千円につきましては予算として持つてお  
るわけでございますが、レセプトを電子化するための委託料とい  
たしまして百五十万五千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款二保険給付費、項二高額療養費、目一一般被保  
険者高額療養費でございます。節十九負担金、補助及び交付金で  
ございますが、こちらにつきましては、皆さん御存じのように高  
額療養費に要します経費でございます。今年度の十一月までの  
給付額の実績を踏まえまして、平成二十一年度の見込み額につき  
まして一億四千六百万円としたところでございまして、既決額一  
億二千六百万円に対しまして不足額二千百万円の補正をお願いする

ものでございますが、こちらの要因といたしましては、入院患者  
一人当たりの入院日数の増加によるものというふうに分析をいた  
しておるところでございます。

続きまして、款三後期高齢者支援金等、項一後期高齢者支援金  
等、目一後期高齢者支援金でございます。節十九負担金、補助  
及び交付金でございますが、こちらの経費につきましては、御承  
知のように平成二十一年度から開始されました高齢者医療に係り  
ます各保険者の財政の均衡を図るための財源といたしまして社会  
保険診療報酬支払基金へ納付するものでございますが、こちらの  
経費につきましては二年後に精算されるという性格を持つてある  
ものでございますが、平成二十一年度の納付金といたしまして三  
億二千九百四十三万三千円の概算納付の請求のあったものでござ  
いまして、既決額三億二千八百八十八万五千円に対しまして五十  
四万八千円の不足額につきまして補正をお願いするものでござい  
ます。

続きまして五ページ、歳入でございますが、こちらにつきまし  
ては、今回の補正予算の財源並びに収支の均衡を図るために繰越  
金におきまして二千八百八十五万五千円の補正をお願いするもの  
でございます。

以上、私の方からの補正説明とさせていただきます。よろしく  
御審議賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 私の方からは、健康福祉課所管に  
係ります議第七十四号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付

事業特別会計補正予算（第一号）及び議第七十五号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議第七十四号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）でございます。今回の補正につきましては、表紙にありますとおり第一条、「第一表 歳入予算補正」によるということで、歳入の中での補正でありまして、予算総額につきましては変更はございません。

補正いたしますものは、住宅新築資金等の借入れをされて償還されておられる方は、今現在三名お見えになりますけれども、その償還金により町が資金借入れをしました郵政省、現在は株式会社社かんぽ生命保険でございますけど、そちらへ返しておるわけですけど、一名の方につきましては、現在の雇用情勢の厳しさ等によりまして償還がおくれぎみになっております。そのため、年度内に借入先へ返還する資金に不足を生じるために、繰越金とともに減額をいたしまして、不足分につきまして一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

それでは、議案に従いまして御説明させていただきます。

三ページ、こちらは歳入の方でございますけれども、款二繰入金、項一他会計繰入金、目一節一一般会計繰入金で三十八万五千円の増額でございます。資金借入れをしました当時の郵政省簡易保険局への年二回の償還があるわけでございますが、来年三月の償還の資金が借入人からの元利収入と繰越金の見込み減により不足が見込まれますので、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

次に、款三項一目一節一繰越金で十七万六千円の減額をお願いするものであります。当初二十八万五千円を見ておりましたけれども、確定しておりますので、その差額を減額するものであります。

款四諸収入、項二、目一貸付金元利収入、節二滞納繰越分で二十万九千円の減額をお願いするものでございます。ことしお一人の方の償還がおくれぎみでございます。そのための、資金確保のための減額措置といたすものでありますけれども、今後も定期的償還されますよう訪問するなどして積極的に納付を働きかけておられている分につきましては、早期の納付を勧めてまいりたいと思っております。

続きまして、七十五号でございます。平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回補正いたしますものは、介護保険特別会計で見えております人件費につきまして、十月に職員異動がございましたので、そちらの人件費の補正をお願いするものでございます。

表紙第一条にありますとおり、歳入歳出それぞれ八十三万八千円を追加いたしましたので、歳入歳出予算の総額を十五億九千四百九十六万六千円とするものでございます。

それでは、中身につきまして御説明をさせていただきます。

六ページの歳出でございますが、款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費で八十三万八千円の補正をお願いするものであります。節二給料、節四共済費で、それぞれ職員異動による増ということ、これは地域包括支援センターの職員が十月異動しまし

たので、その異動によります差額分の人件費でございます。

続きまして、歳入でございますけども、前ページの五ページでございます。

款九繰入金、項一一般会計繰入金、目二節一事務費等繰入金で八十三万八千円の増額でありますけれども、歳出の人件費の増額をいたしました分につきまして、その財源を一般会計から繰り入れをするものでございます。

また、最終の七ページの方には、給与費明細書をつけておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

ただいま議題になっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第七十二号から議第七十五号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第三 議第七十一号 巡回バスの取得について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第七十一号巡回バスの取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第七十一号巡回バスの取得について提案理由を御説明申し上げます。

巡回バスにつきましては、十一月二十五日に指名競争入札を行ったところ、岐阜トヨタ自動車株式会社長松店、店長西澤弘が落札し、七百四十四万二千七百三十七円で取得いたしますので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び垂井町議決条例第三条の規定により議会の議決を求めます。

細部につきましては、総務課長、並びに企画調整課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第七十一号巡回バスの取得について、補足説明を述べさせていただきます。

提案説明にもございましたように巡回バスの購入につきましては、去る十一月二十五日に入札を執行いたしました。お手元の資料、指名競争入札結果表をごらんいただきたいと思います。

指名業者は、いずれも入札指名人名簿登載業者で、町内業者の有限会社ニュー不破モーターズ、西美濃農業協同組合、西脇三郎モーターズ及び大垣市のイビデン産業株式会社、岐阜トヨタ自動車株式会社の五社で、町内及び近隣所在の業者を選定いたしましたところでございます。

入札結果は、一社の方が取り扱える車両ではないということで辞退をされておりますし、あともう一社は、本来代表者の方が入札をされる形で来場されるならば委任状は必要ございませんが、

代理の方が見えて、委任状を持参されなかったということで、いわゆる受委任の確認ができないということで、これを失格といたしました。都合残り三社で入札を行ったところでございます。一回目で予定価格に達し、かつ最低価格七百十四万四千一百円の入札をされた大垣市長松町の岐阜トヨタ自動車株式会社を落札者として決定をいたしました。

この巡回バスにつきましては、福祉車両ということで非課税項目が多い中、自動車リサイクル料金管理料、それから検査登録手続料、車庫証明手続料に消費税を乗じて算出した七百十四万二千七百三十七円で物件供給仮契約を締結し、取得しようとしているものでございますが、取得予定価格七百万円以上の動産の買入れということになります。このたび、本契約締結に必要となる議会の議決を求めさせていただきます。なお、納期限は、平成二十二年二月十九日を予定いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） それでは、ただいま上程されております巡回バスの車両につきまして、私どもの方から御説明を申し上げます。

購入します車両につきましては、トヨタのコースターふれあいサルーン、標準ボディのLXタイプ 型で、総排気量としましては四千九CC、二WD六速オートマチック、ボディーカラーは、上部がホワイトで下部がラベンダーの色となっております。また、

リフトタイプの車いす仕様で、乗車定員は車いす二人を含めまして二十人となっております。そのほかシステムブレーキ、バックドアオープンストッパー、乗降表示灯、ルームラック、カラーバックモニターつきナビゲーションシステムを装着しまして、扉はセンタードアでグライドオートドア、これは電動格納式の補助システムをつけた四段ステップとなっております。現在運行しております「すこやか」一号を更新するもので、このバスは平成五年に購入し、現在走行距離は三十七万二千六百キロメートルとなっております。今回購入しますバスは、高齢者の方に配慮し、乗りおりに負担が少ない補助ステップを配備するとともに、車いす専用の昇降用リフトが装着されており、障害者の方も安心して御利用できるようにしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

十二番 広瀬康君。

〔十二番 広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 質問いたします。

初めて車いすで乗れるバスが新しく購入されるといことは大変うれしいことですが、ちょっとお尋ねしますが、町内だけでなく、町外の方も利用されるでしょうか、主として町内ですが、車いすを利用しておられる方の現在の実数といえますか、実態はどうかということが一つ。それから、もし乗るときにあらかじめ予約しておくという制度をつくられるのかど

うか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） ただいま御質問の車いす利用者の方ということでございますけれども、実際私どもで使っておられる方の人数というのは把握しておりません。ただ、今現在、身体障害者手帳をお持ちの方、一級から六級までで千百七名お見えになりますけれども、そのうち下肢障害の方、障害の方でも肢体不自由の方で下肢障害、上肢障害、それから体幹障害とかいろいろ部位によって分かれていますけど、車いすを使われる方が比較的多いと思われるのは下肢障害の方なんですけど、下肢障害の方で一級から六級で二百四十四人お見えになります。これは十二月四日現在ですけど、このうち比較的重度の方、一級、二級、三級の方で百名ぐらいお見えになります。これは下肢障害の重度の方の数ですので、このうち車いすを何人が使ってみえるか、あるいはこれ以外に体幹障害の方で車いすを使ってみえる方もおられるかと思えますけれども、そういう方の数というのは把握しておりませんので、一応今申しました数字というのは御参考ということでお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 十二番議員の御質問にお答えいたします。

予約システムかどうかという御質問でございますけれども、この車いすの昇降用リフトといえますのは大人の方一人で十分、全

自動で操作できます。そういった関係から、特に予約のことは考えておりませんので、その停留所でお待ち願えば、すぐそこで乗りおろができるという体制でありますので、お願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔拳手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔二番吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 七百十四万百四十一円で落札されましたけど、その中に車庫証明代は幾らだったのかと。それと、車庫証明につきましては、例えば私が車を買う場合、車庫証明は自分でとってきますからその分引いてくださいねと、車屋さんにそういう話をいつもするんですけど、垂井町もたくさん車はあります。そういうのは、車庫証明ぐらいなら皆さんとれる能力は持ってみえますので、これからの購入につきましては、垂井警察へ行って車庫証明をとっていただいて、その分金額を引いていただければ、たくさん車が、何台あるかは忘れましたが、それにお金をかけてみえれば結構な削減ということになりますので、そこをひとつ説明をお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいまの御質問でございますが、車庫証明手続にしましては、一万四千八百五十円でございます。それに消費税七百四十二円が必要だということでございます。

こういった車庫証明手続と、それから検査登録手数料関係に関

しましては一体的な形ということで、確かにおっしゃいますように私どもで手続をすればということも考えられますけれども、一連の行為ということで、何とぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 二番吉野誠君。

〔二番吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 今、総務課長が一連の行為で認めてくれというお話でしたが、自分のところでやる場合には、皆さんそういうふうに一生涯やるんですね。だから、行政側も、そういう小さなお金でも一生涯余分な金は使わないだと、そういう気構えを持ってもらわないと幾らお金があっても足りないというふうになってしまいますので、議会后、車庫証明ぐらいは自分たちでとるんだと、そういうことをお願いをしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔六番奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 私は、この入札条件についてお聞きします。先ほどの説明では、トヨタのコースターで、普通ボディーでリフトつきという条件ではあったんですが、どの程度まで入札条件に入っていたのか。例えば、メーカーもあったのか、トヨタのコースターを基本としてやっておるといふふうになれば、岐阜トヨタ自動車というのは、いわゆる自己でも売っています。卸というふうに考えてもいいですね。ほかの西脇三郎モーターズとか、こ

れは小売と。そうなると、同じ入札でやっても、卸の方が当然安く売れるのではないかと思うんですが、どの程度までの入札条件でされたかと。それと、岐阜トヨタ自動車を入れた理由をお聞きます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいまの六番議員の御質問に対するお答えをさせていただきますと思います。

まず仕様でございますが、トヨタコースターふれあいサルーン標準ボディーLX、型番が入りまして、四千九CCで、二WD六速オートマチッククラブエンダーという仕様でお願いをいたしておりますし、岐阜トヨタ自動車に関しましては、入札指名人名簿に車両販売等という形で搭載されております。したがって、これを選定したところでございますが、いずれにいたしましても、指名委員会で、こういった方向で指名業者を確定いたしておるものでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔六番奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 今の私の質問に対してお答えいただいている分があると思うんですが、例えば二トンダンプを買うとなればトヨタも日産もマツダもいろんなメーカーがありますから、そういう大きなディーラーを入れてもいいなと思うんですが、今回のそこまでの車のボディーの種類まで決めておれば、当然岐阜トヨタ自動車があるというふうには私は思いますが、入札して

落としたものはしょうがないですから、今後、指名委員会においても検討したいということの願いじゃなくて、私が言うこの岐阜トヨタを入れたのはまずいということに対してどう思われているか、もう一度お答え願います。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） ただいまの六番議員の再質問といいますが、依頼につきましてお答えをいたしたいと思います。

いわゆる通称指名委員会におきましては、指名人名簿の記載業者を原則といたしまして指名を行っております。当然のことながら、極力安価で、なおかつ確実な業者を選定するように努めてまわっております。でございます。

ただいまの御指摘は、いわゆるディーラーの扱いがどうかというところでございますけれども、今回の選定にしましては、町内業者、それから近郊業者、その上でこの車両を扱えるであろうと考えたところを今回選定をいたしましたところでございました。

ただいま御指摘いただいた、いわゆる公平な競争が保てるかどうかという観点につきましては、また別途考えさせていただきます。と思います。しかしながら、今回の入札につきましては、いずれも販売の業者ということで指名人名簿に記載されている業者だったということで御理解をいただきたいというふうに思います。議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

一番藤墳理君。

〔一番藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 先ほど同僚議員の質問に対して、大人一人がリフトアップする、操作ができるというようなお答えがあったと思うんですけれども、バスを管理運営する側として、その操作をだれが行うのか。もし万が一の事故等に際し、多分バスを運行しているのは、民間に委託しておりますので、その会社の方に責任があるのか、その辺の所在だけ確認をしたいと思しますので、お答えをいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 一番議員の御質問にお答えいたします。

まず、そのリフト操作をだれが行うのかという点でございますけれども、バスには委託業者の運転手一名が乗っております。その運転手によってリフトの操作をお願いしたいと考えております。また、事故等が起きた場合でございますけれども、これは管理委託の契約におきまして、その委託業者の方で管理責任があるものと考えております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔一番藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） タクシー等でも有資格者、いわゆる介護のヘルパー等の資格者がそういった搬送をしているというふうに聞いておりますが、運転をされる運転手がその資格を持つておられるかどうか、もしくは持つておられる方であれば操作等できないものなのか、その辺もあわせて確認をしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 一番議員の再質問にお答えいたします。

ただいまのリフト操作等につきましての、ヘルパー等の資格が要るかどうかということでございますが、私どもはこれにつきましては、資格は有していなくてもいいというふうにご考えておりますが、また一度確認の方をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を結びたいと思います。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十一号巡回バスの取得については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

暫時休憩いたします。（午前十時十五分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時四十分）

日程第四 議第六十三号 平成二十年度垂井町一般会計及び特別

会計決算認定について

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第六十三号平成二十年度垂井

町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長小林敏美君。

〔決算審査特別委員長小林敏美君登壇〕

決算審査特別委員長（小林敏美君） 報告します。さきの第七回定例会第三日目の会議におきまして本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、審査の経過及び結果を報告申し上げます。

本委員会としましては、十月五日から計七回にわたって委員会を開催し、各課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました結果、今回、一般会計における垂井町立垂井小学校南舎・北舎耐震補強計画策定及び北舎改修実施計画業務の事務手続に一部不備とする点が認められました。当初の設計では、垂井小学校の校舎は北舎と南舎の二棟とし、契約がなされたが、その後、南舎は構造上二棟であり、全体では三棟であったことが判明いたしました。そのため、増額の契約変更がなされたが、変更金額・率が高いにもかかわらず、議会への十分な説明や補正予算の編成をするなどの対応をせず、安易な予算流用による変更契約が行われましたことは、適切な対応とは言えません。また、本委員会では、審査に

おいても各委員からの変更金額の妥当性などの質疑に対して明確な回答が得られなかったところであります。委員からは、附帯意見をつけた上で決算を認定すべきという意見や、この一連の事務手続等に承服できないという意見があり、採決の結果、本委員会では、平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算については不認定といたしました。

なお、審査の過程におきましては、保健事業等の対象者へ十分な啓発をすること、財源の確保のために安易な不納欠損を生じさせないこと、収入未済額を少しでも減らすこと、また町全体における業務、消耗品等の購入の一括契約や業務の統合、補助金の統合の検証など、行財政改革の取り組みについての意見もありました。この意見が、今後、町政執行に反映されることを期待し、決算審査特別委員会の委員長報告とします。

議長（衣斐弘修君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許可いたします。

「挙手する者あり」

八番末政京子君。

「八番末政京子君登壇」

八番（末政京子君） 発言させていただきます。

議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成二十年度の我が国の経済情勢は、アメリカ力発の金融危機の影響によって景気が悪化し、特に雇用環境を初め各自治体では建設事業の抑制が顕著になった年でもありました。

そうした国の予算配分の方針は、地方財政計画における所要の財政措置として、基本方針に基づき歳出の削減や見直しの際には、地方公務員の人件費の抑制や単独公共事業の縮小を目指したのであります。このことは、地方団体にとって地方交付税や国の補助金の削減などで財政の現行水準をさらに見直すものであり、二十年度予算編成作業は、自治体の財政規律を保つ上でも困難な予算編成作業となったこととあります。

こうした国の財政方針を受けて、本町の平成二十年度の一般会計を見ますと、「垂井町の希望と安心」をキーワードに、活力の資源に向けた九十億の財政規模で予定された第五次総合計画の確実な推進として、町民生活のセーフティネットの構築、子育て支援の充実、教育環境の整備、垂井町駅周辺のまちづくりなどに力を入れて取り組まれ、諸事業はおおむね実現され、それらを生かす努力もつかがえます。また、表面的にあらわれない取り組みもあり、垂井町の可能性を期待できる一面も感じ取ることができ

ます。

ただ、今回指摘された垂井小学校の耐震改修実施計画業務の手続に対して一部不備とした点がありましたが、不正行為でも違法でもなく、一連の事務手続のことであり、付帯意見とすべきところを決算全部を否定することに対しては、いかがなものかと思う次第です。実質経常収支比率が高い数値を示す中での小学校の耐震改修など、町民福祉の維持向上に努められたことを評価いたし

ます。よって、行政に対し、事務手続などに十分留意し、説明も明確にされるなど申し述べるとともに、今後、職員の英知を結集して町民要望にこたえられる予算を編成することに期待申し上げ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。原案に対する賛成討論とします。

議長（衣斐弘修君） 次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔六番奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） ただいま、八番議員が不正もなく適正に支払われたと言われましたが、明らかにこれは不適正な支払いではなかったかというふうに思いましたので、その中身を説明させていただきます。

まず、追加金額が約三百二十九万であったと思いますが、その内訳を学校教育課長から説明を受けました、これは、八番議員も、当日、審議のときはお留守でしたが、最後の総括のときに出てこられて、わざわざ課長にも来てもらって審議しましたので御存じだと思えますが、そんな中で三百二十九万円の内訳としまして、調査費、それから構造計算の名目だと思えます。それに図面代、積算、それらもありました。この構造計算以外はすべて、構造計算は当然ですが、構造計算は別にしまして、調査とか図面代とか積算とか、これはすべて当初の入札金額、契約金額には入っておりますわけでありませう。にもかかわらず、これを適正な金額というふうに言われたのは、私は間違っておられんというので、それに対

しての反論をし、また、今回のそういうことを考えますと、二重払いの部分がかなりあると。大部分が二重払いであるという件と、普通の追加変更でしたら何か物が残るとか、例えばグレードを上げる、例えばタイルから石に変更するとか、そういうふうなことになるんですが、今回の追加に関しては、一切の中身も変わっておりませんというふうに思います。また、やはり議会の責務としまして、この執行部の予算の執行に対して適正にされたかどうかということに対しても疑問がありますので、私は本案に反対の立場で討論させていただきます。

議長（衣斐弘修君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

次に、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は不認定となっております。したがって、原案について採決します。

議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は認定されました。

「異議あり」と呼ぶ者あり」

「議長、動議を提出します」と呼ぶ者あり」

一番藤墳理君。

〔一番藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） ただいまの議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてに対する付帯決議案を動議といたします。

「賛成」と呼ぶ者あり」

議長（衣斐弘修君） ただいま、藤墳理君から議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてに対する付帯決議案が動議として提出されました。

ただいまの動議に対する賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

この動議は、二人以上の賛成がありますので、成立しました。

暫時休憩いたします。（午後一時五十五分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後二時五分）

お諮りいたします。

議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてに対する付帯決議案は日程に追加し、直ちに議題にいたしますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定に対する付帯決議案は日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

付帯決議案を配付後、直ちに再開いたします。（午後二時六分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後二時八分）

追加日程 決議第一号 議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてに対する付帯決議

議長（衣斐弘修君） 決議第一号議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてに対する付帯決議を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。一番藤墳理君。

〔一番藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 決議第一号第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてに対する付帯決議。

議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてに対する付帯決議を次のとおり提出いたします。

昨年来の景気悪化により経済情勢は大変厳しく、町の財政状況も大きく影響を受け、行く先不透明で厳しい行財政運営に直面しております。健全な財政を維持していくためにも、以下の意見を平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定に対し付帯決議をいたすところであります。

一、予算編成及び予算執行に当たっては、行政効果を重視する

こと。二、予算審議において認められた施策・事業等について大幅な経費の増減が伴う場合、執行に当たっては適切な手続を経られるとともに、説明責任を果たすこと。三、財政の安定のためにも財源確保は重要な課題であります。主要な財源である町税及び使用料の収入率の向上に努めること。特に滞納についての徴収は最善を尽くすこと。以上です。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君

〔六番奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 先ほど全員協議会がありまして、委員長から先ほど委員長報告したことを報告するというふうなことを私たちは聞いたんですが、なぜそのときに一、二、三を加えてほしいと言われなかったんですか。

議長（衣斐弘修君） 一番藤壇理君。

〔一番藤壇理君登壇〕

一番（藤壇理君） 委員長報告の最終部分に同じような文言が書いてありましたので、それと重複する内容であるために、この三つの中身、特に二番については深く掘り下げて書いてありましたので、その点については触れないというよりも、同意、同じ意見として感じておりましたので、その点については何も意見を持つところではありません。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔六番奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 重複しているのなら、別に出す必要はないと思うんですけどね。その辺もう一度、なぜ重複しているのに新たに言いたかったかということをお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 一番藤壇理君。

〔一番藤壇理君登壇〕

一番（藤壇理君） 議場において採決にどのような影響があるかというか、認定されるかどうかというのは、あの時点ではわかっておりませんでしたので、そのことについては、認定をした後に出すべきものとして考えて、こういった付帯決議を出させていたできませんでした。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

十二番広瀬康君。

〔十二番広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 提出されました付帯決議についてですが、特に二項について、先ほどから質疑応答があったんですけども、いわゆる垂井小学校の事業についての設計の入札の関係で、改めて問いただすといいたまいますか、説明を聞きますと、先ほどの原案についての賛成の討論の中で不正とかそういうのがないと言われましたが、そう言い切れないところがありますね、あの説明を聞いておられます。ですから、この付帯決議ぐらいの程度ではだめなので、調査をしっかりととして、その結果、審査特別委員会の

認定そのものについては決定しておりますが、事後ではありますけれども、行政の立場としてぜひ真摯に受けとめ、しかもこれからということではなくて、この問題そのものをもう一度きちんと調査して、その結果を後ほど知らせてほしいと思います。そうしなければ、うやむやになってしまいます。ですから、ぜひそういうふうにお願ひしたい。そういう意味で、私はこの決議には賛成できません。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

八番末政京子君。

〔八番末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 本付帯決議につきまして、賛成の立場から討論いたします。

先ほど申し上げました点もダブると思いますが、本町の平成二十年度の一般会計は、垂井町の活力の支援に向けた財政規模で、予定された諸事業はおおむね実現され、それらを生かす努力もつかげえます。実質経常収支比率が高い数値を示す中で、小学校の耐震改修など、町民福祉の維持向上に努められたことを評価します。

先ほどの決算認定に対し、不認定との報告があり、その理由として、小学校費における事業の経費流用についての手続に対して一部不備があるとのことでした。本来、決算認定制度がとられている重要な意義は、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証して、予算効果と行政効果を客観的に判断し、その過程でこれからの反省事項や改善事項をまとめることであり、そして、

それを今後の予算編成や行政執行に生かされるよう努力することにあります。今回、決算を不認定とした理由の予算流用の件は、法律を逸脱した行為でないことは明らかであり、また流用分も含めた総経費についても、詳細な参考資料など取り寄せての精査はなされておりません。本件に係る請負契約、予算流用と、その手続、説明責任に確たる違法行為が証明されることなく、不適切との理由で一般会計、特別会計すべてを不認定とすることは根拠に乏しく、余りにも行き過ぎであります。

委員会の中においても、賛否が拮抗していた状態でもありません。通常ですと付帯意見を出すべきところですが、提出されておられません。よって、決算が不認定となった状態のままであるため、あえて提出されました本決議案に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。賛成討論とします。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔六番奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 今、賛成討論で適正だとか間違っていないとかいろいろ言われましたが、これは監査委員からきちっと報告が上がっていればこんなことにはならなかったんですね。それと、今回の付帯決議に関しまして、この後、賛否をとるんですが、やっぱり監査委員と、それから当日委員で欠席された方、この方は自粛されるべきであるという思いもありますし、また内容については、委員長報告のとおりとそう変わっておりませんので、本付帯決議を採決するに当たり、私は反対の立場で討論いたしました。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

決議第一号議第六十三号平成二十年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてに對する付帯決議は、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よつて、本付帯決議は可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後二時二十一分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 木村千秋

議員 栗田利朗